

令和2年3月

国際学生宿舎 入居許可者 各位

国際学生宿舎入居者への健康管理に関するお知らせ

東京大学教養学部等学生支援課

東京大学の国際学生宿舎では、東京大学構成員、入居者の健康管理のために次の事項についてお願いしています。集団生活を送る上で感染症の対策は自分を守るためにも、他の入居者のためにも重要なことです。

定期健康診断の受診 ※入居者は必須です

毎年4～6月に春の新入学生（学部・大学院）、在学生の健康診断が行われます。9～11月には秋の新入学生の健康診断が行われます。該当する健康診断を毎年必ず受診するようにしてください。受診の有無については必要に応じて保健・健康推進本部（保健センター）に照会します。

予防接種について ※入居者には特に推奨します

1) 定期接種

各自で予防接種記録、母子健康手帳などを参照して定期接種の予防接種が完了していることを確認してください。特に麻しん・風しんについては2回の接種が完了している、または抗体検査で免疫があることが確認されていることが必要です。検査や予防接種については保健・健康推進本部（各地区保健センター）でも相談できます。

2) 百日咳

大学生の間で百日咳が流行することがあります。小児期に定期接種を完了している場合でも10年以上経過していれば任意で追加接種が受けられますので検討してください。

3) 髄膜炎菌感染症

日本小児科学会では学校の寮などで集団生活を送る者には髄膜炎菌ワクチンの接種を推奨しています。比較的稀な疾患ですが罹患すると重篤な経過をたどる場合があります。一度も髄膜炎菌ワクチン（任意接種）を受けたことがなければ接種を検討してください。

感染症に罹患した場合

入居者は、発熱、咳、嘔吐、下痢などの体調不良で医療機関を受診し、感染症（人にうつる病気）と診断された場合には医師に寮生活であることを告げて、自身の療養の他、食堂や共用トイレ等の利用、他者との接触等についても指示を受け、それに従ってください。インフルエンザ、ノロウイルス感染症などうつりやすい疾患が流行する時期は特に注意してください。必要に応じて宿舎管理室・厚生チーム、保健センターでも相談してください。

保健センターからのお知らせ

自分自身の健康管理のために学生定期健康診断は必ず受診してください。感染症の発見や予防にも役立ててください。体調不良や健康上の問題は、早めに保健センターで相談しましょう。

※所定の健康診断実施日に受診できない場合には各自が医療機関で受診した健康診断結果を代用できる場合があります。代用を希望する場合には必要な項目（検査、記載事項など）の説明をしますので事前に相談してください。

【集団生活を送る上で特に重要な感染症について】

結核

結核菌が原因の感染症。8割近くは肺結核です。患者から排出された結核菌は空気中をさまよい同居者など長時間同じ空間で過ごす人に感染が広がります。標準的な治療は抗結核薬を4種類2ヶ月間、その後2種類4ヶ月間毎日内服します。痰などで結核菌が検出される場合には入院しなければならないこともあります。健康診断の胸部エックス線検査で早期に発見できます。

麻疹（はしか）

麻疹ウイルスが原因の感染症。結核と同様に空気感染するので病気が広がりやすい特徴があります。多くの人は高熱、発疹などを経て完全に回復しますが予防接種がはじまる以前は毎年日本でも数千人が麻疹で亡くなっていました。今でも毎年数十人が亡くなっています。特別な治療薬はなく感染や重症化の予防のためのワクチンが最善の対策です。日本では学童期までに2回ワクチン接種を受けることになっています。

風疹

風疹ウイルスが原因の感染症。主に飛沫感染（咳やくしゃみのしぶきなど）を起こします。発熱、発疹などの症状を起こしますが大半の方は軽い症状のみで完全に回復します。妊婦が風疹にかかると胎児の死亡や、先天性風疹症候群の原因となります。感染や胎児の先天性風疹症候群の発生は2回の予防接種で防ぐことができます。日本では麻疹風疹混合ワクチンとして学童期までに2回の予防接種が実施されています。

百日咳

百日咳菌が原因の感染症です。発熱や咳などの症状ですが、感染がおさまった後も長く咳が続くのが特徴です。乳児の場合には死亡する危険の高い病気です。飛沫感染を起こすため、集団生活は流行のリスクとなります。日本では幼児期にワクチン接種が行われていますが予防接種完了後徐々に効果が下がってくるため大学生世代での感染、流行が見られることがあります。

侵襲性髄膜炎菌感染症

髄膜炎菌が原因の感染症。飛沫感染を起こします。発熱や皮疹、頭痛などの初期症状のあとに意識障害などをともない重症化することがあります。重症例では重い後遺症が出たり死亡したりケースもあります。アメリカでは大学の寮で患者の集団発生や死亡例の報告が相次ぎました。日本の小児科学会でも寮生活をする場合に予防接種を受けることを勧めています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

ここ最近、新型コロナウイルスの感染が、世界的に拡大して発生しています。ついては、本学生宿舎では、極力宿舎内においてそうした状況が発生しないよう、居住者全員の協力の下、以下事項の徹底実施をお願いします。



【参照】厚生労働省：「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

1. 下記に該当する人は、体調管理のため体温記録をつけてください。
なお、37.5℃以上の発熱が4日以上続いたり、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が認められた場合、必ず所定手続に従って医療機関を受診してください。
 - ① これから宿舎に入居予定の方々：
⇒ 宿舎入居予定日の14日前から、体温記録をつけてください。
 - ② 今現在、宿舎を留守にしている宿舎居住者：
⇒ 帰寮予定日の14日前あるいは可能な日から、体温記録をつけてください。
【体調管理表】（裏面に毎日検温・行動の記録をお願いします）
2. 手洗い、うがいの徹底
手指の消毒に、宿舎内設置の消毒剤をご利用ください。
3. 咳エチケットの徹底
マスクの着用をすること。マスクがない時は何もせずに咳やくしゃみをするのをせず上着の内側や袖で覆う。
4. 不用意な外出や、人混みを避ける
5. 握手等、至近距離での人との接触を極力避ける
6. 37.5℃以上の発熱が認められた場合は、すぐに宿舎事務室に連絡する。直接宿舎事務室には絶対行かない。

入館前及び経過観察期間中に発熱、呼吸器等の症状が見られた場合は、「帰国者・接触者相談センター」（上記厚生労働省 HP 参照）に事前連絡し、必要な医療機関を受診する。

関係連絡先

保健・健康推進本部 保健センター



